

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

QI リストの公表

デロイト トーマツ税理士法人 GIR (Global Information Reporting)

2024 年 10 月 4 日号

2024 年 9 月 30 日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service : 以下「IRS」) は、[QI リスト \(Qualified Intermediary \(QI\) list\)](#) (IRS ウェブサイト (英語)) において、QI 契約を締結している事業体と支店のリストを公表した。

1. QI リスト

公表されたリストには、世界各国の QI として登録されている事業体及び支店が合計 3960 件 (そのうち QDD ステータスを取得している事業体及び支店は 261 件) 記載されている。当該リストでは、各 QI のステータス (QI/QI 支店/QDD/QDD 支店)、名称、QI-EIN の末尾 2 桁、GIIN、設立国、QDD ステータスの有無が記載されている。

当該リストは、四半期ごとに更新される。また、当該リストに含まれるのは、QI ステータスが承認され、QI-EIN がその四半期の第 1 週より 2 カ月以上前に発行済みの事業体である。なお、WP (Withholding Foreign Partnerships) 及び WT (Withholding Foreign Trusts) については現時点ではリストに掲載されていない。

国別の QI 及び QDD を取得している事業体数については以下の通り (アルファベット順)。

設立国名	QI	QDD						
ANDORRA	5		COOK ISLANDS	1		HUNGARY	6	1
ANTIGUA AND BARBUDA	1		CROATIA	3		ICELAND	2	
ARGENTINA	5		CURACAO	3		IRELAND	33	7
ARUBA	1		CYPRUS	33	11	ISLE OF MAN	5	
AUSTRALIA	54	17	CZECH REPUBLIC	14		ISRAEL	18	5
AUSTRIA	389		DENMARK	39	2	ITALY	216	1
BAHAMAS	33	3	ESTONIA	4	1	JAPAN	256	17
BAHRAIN	1		FAROE ISLANDS	2		JERSEY	29	1
BARBADOS	4		FINLAND	104	1	KAZAKHSTAN	2	1
BELGIUM	44	2	FRANCE	153	14	KOREA, REPUBLIC OF	33	
BERMUDA	5	1	GERMANY	1,008	14	LATVIA	3	1
BONAIRE, SINT EUSTATIUS AND SABA	1		GIBRALTAR	6		LIECHTENSTEIN	10	
CANADA	81	17	GREECE	6		LITHUANIA	3	
CAYMAN ISLANDS	10	1	GREENLAND	1		LUXEMBOURG	81	9
CHINA	1		GUERNSEY	30	5	MALTA	17	1
			HOLY SEE (VATICAN CITY STATE)	1		MAURITIUS	1	
			HONG KONG	119	8	MEXICO	3	
						MONACO	24	

NETHERLANDS	28	7	SAN MARINO	1		SWITZERLAND	446	29
NEW ZEALAND	15	1	SAUDI ARABIA	1		TAIWAN	23	
NORWAY	7	1	SEYCHELLES	3	3	TURKS AND CAICOS ISLANDS	1	
PANAMA	24		SINGAPORE	70	18	UNITED ARAB EMIRATES	27	7
POLAND	11	2	SINT MAARTEN (DUTCH PART)	1		UNITED KINGDOM	203	44
PORTUGAL	17		SLOVAKIA	3		URUGUAY	24	
ROMANIA	4		SLOVENIA	5		VIRGIN ISLANDS (BRITISH)	3	2
RUSSIAN FEDERATION	2	1	SOUTH AFRICA	7	1	総計	3,960	261
SAINT LUCIA	1		SPAIN	51	2			
SAINT PIERRE AND MIQUELON	1		SWEDEN	77	2			

2. QI の対応事項

QI として登録されている事業体は、当該 QI リストに掲載されている情報が正しいことを確認し、正しくない場合には以下のステップに従って対応を行う必要がある。

1. [QI アカウントマネジメントシステム \(QAAMS\)](#) (IRS ウェブサイト 英語) より QI アカウントへログインをする
2. QI のステータスが承認されていることを確認する
3. QI アカウントマネジメントシステム内の情報が正しいかを確認し、間違っている場合は修正をする
4. 次の四半期に公表される QI リストに正しく情報が反映されていることを確認する
5. 次の四半期に公表される QI リストに当該 QI が掲載されていない場合は、IRS の Financial Intermediaries チームへ E メール (lbi.fi.qiwpissues@irs.gov)にて問い合わせる

おわりに

FATCA では、以前から FFI リストが公表されていたが、QI においては未公表であった。2023 年 QI 契約 ([IRS 歳入手続 2022-43](#)) (IRS ウェブサイト (英語)) では、QI リストを公表する予定であることが記載されていた。QI リスト公表の理由としては、QI でない事業体が源泉徴収義務者に対して QI と名乗ることを防ぐためであり、IRS による QI 制度遵守の厳格化が今後も進むと考えられる。

デロイト トーマツ 税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsumi.com
ディレクター	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatsumi.com
シニアマネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohmatsumi.com
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohmatsumi.com
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsumi.com
マネジャー	森本 祐佳里	yukari.morimoto@tohmatsumi.com
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
Email	tax.cs@tohmatsumi.com	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301